

平成30年第11回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成30年11月15日

午後2時30分～午後3時30分

場所：昭島市役所 庁議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは、ただいまから平成 30 年昭島市教育委員会第 11 回定例会を開会いたします。本日は、定例会の終了後に、教育委員会と定例会を傍聴されている方との懇談会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。前回の会議録の署名につきましては、すでに調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。

続きまして、教育委員会会議規則第 16 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。3 番の石川委員と 4 番の氏井委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の日程は配布の資料のとおりでございます。

それでは日程 4、教育長の報告に移ります。

本日は、私のほうからイベント関係の報告になります。先日の土曜日には市民会館の前庭と駐車場で産業まつりが開催されました。今年も多摩辺中学校と交流のあった長野県小川村、そして友好都市の岩手県岩泉町が来店し、彩りを添えていただいたところでございます。今回の産業まつりには、小川村の教育長もお越しいただきました。小川村のブースでは、多摩辺中学校の校長をはじめ、教員のほか、たくさんの卒業生たちが手伝っていただき天候にも恵まれたことから、土曜日 1 日で商品が完売するほどの盛況でございました。

この小川村と多摩辺中学校の交流は、22 年間続いておりますが、残念なことに小川村の受け入れ先の農家の皆さんの高齢化などにより、今年度をもってこの交流が終了となっております。このことを受け、私も先月、小川村を訪れ、村長や受け入れ先農家の代表者の方にお会いをし、お礼を申し上げてきたところでございます。多摩辺中学校の子どもたちに支援をいただきました小川村の皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思っております。

また、今月は 25 日に市民会館・公民館において青少年フェスティバルが催されます。このフェスティバルは、若い実行委員の皆さんの企画・立案により開催をされます。委員の皆様もぜひ御覧いただけたらと思っております。

また、小学校学校におきましては、音楽会、展覧会などこれから開催をいたしますので、あわせて委員の皆様も時間の許す限り、ぜひ子どもたちの力作を御覧いただくようお願いを申し上げます。

私からの報告は以上となっております。

また、教育委員会の名義使用承認につきましては、お手元の資料のとおり 7 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの報告につきまして、御意見がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。それでは、以上で私の報告を終わります。

日程 5、議事に移ります。議案第 24 号「昭島市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」の説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦） 議案第 24 号「昭島市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」について、提案理由ならびに内容について御説明いたします。

本件は、「昭島市立学校適正規模、適正配置等について」の答申に基づき、昭島市立清泉中学校と昭島市立多摩辺中学校の学区を見直す必要があるために提案するものでございます。

なお、事前に対象となる児童の保護者に対する通知、および自治会を通じて地域住民に周知をし、御意見を寄せていただきました。

全体で 13 件の御質問や御意見をいただきましたが、小学校の通学区域と中学校の通学区域との整合性を図るために、平成 25 年度に田中小学校に入学した児童が中学校に進学する平成 31 年度に変更するもので、この変更により田中小学校の全通学区域が多摩辺中学校の通学区域に含まれることを御説明し、御理解を得られた次第でございます。

内容について御説明いたします。恐れ入りますが、次のページの新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の右側の「旧」が変更前、左側の「新」が変更後になります。清泉中学校の大神町一丁目から四丁目、四丁目 23 番から 31 番除く、のうち、大神町二丁目が左側、新たに、多摩辺中学校の学区に変更いたします。清泉中学校の田中町一丁目 1 番、田中町一丁目 23 番から 28 番、田中町二丁目 1 番、2 番 1 号、2 番 22 号から 25 号までのうち、下線が引いてございます田中町一丁目 23 番から 28 番、田中町二丁目 1 番、2 番 1 号、2 番 22 号から 25 号までが、多摩辺中学校の学区に変更するものでございます。

資料の地図を御覧ください。地図におきまして、網掛けになっている部分が学校の位置及び今回の通学区域の変更区域になっております。

議案に戻ります。附則といたしまして、第 1 項で施行日を平成 31 年 4 月 1 日と定め、第 2 項で、経過措置として、施行日以降に中学校に就学する者について適用することを定めております。

以上でございます。御審議のほどよろしく御願いたします。

○教育長(小林一己) 議案第 24 号について説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお受けいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

白川委員。

○委員(白川宗昭) 特に意見ではございません。今、御説明で 13 件の問い合わせがあったという話でございますけれども、その辺が少し私も気になるところでしたけれども、今のお話で十分わかりました。うまくいくんじゃないかなと思っております。

○教育長(小林一己) 委員の皆様方もよろしいですか。

それでは、意見等がありませんのでお諮りをいたします。本件は原案のとおり決することの御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(小林一己) 御異議なしと認め、議案第 24 号は原案どおりに決しました。

次に議案第 25 号「平成 31 年度昭島市立学校における教育課程編成基準について」説明を求めます。

○指導主事(神蘭博之) 議案第 25 号「昭島市立学校における教育課程編成基準」につい

て御説明いたします。

本件は、「昭島市立学校の管理運営に関する規則」に基づき、平成31年度の昭島市立小・中学校の教育課程を円滑に編成するために、昭島市立学校における教育課程編成基準を定める必要があるために提案するものでございます。

1 ページ目におきましては、来年度は新学習指導要領移行措置2年目に当たり、着実な準備を行うことを踏まえた上での基本指針について、第二次昭島市教育振興計画における4つの柱に基づいて示しております。「確かな学力」については、先ほども申し上げましたが、新学習指導要領への着実な準備にあたる取組や、個に応じた指導の充実について示しております。「豊かな心の醸成」につきましては、自他ともに尊重する人権教育、道徳教育や体験活動を通じた豊かな心や創造性の涵養を目指す取組の推進、児童・生徒の健全育成を図るための取組の推進を示しております。「健やかな体の育成」については、健康教育や安全教育、豊かなスポーツライフの実現を目指す取組の推進と、食育の充実について示しております。「輝く未来」については、小学校における就学前教育との連携の充実や小中一貫教育の推進、国際社会において活躍できるグローバル人材の育成について示しております。

3 ページ以降につきまして、まず、「学校教育目標の設定」につきましては、新学習指導要領に基づき、子どもや学校、地域の実態に応じた各学校での教育目標の設定について、各学校で育成を目指す子どもの姿を具体化するよう示しております。

次の「教育課程編成にあたっての昭島市教育委員会の基本方針及び主な指導事項」につきましては、先ほど申し上げた4つの柱の方針に基づいて、各学校がどのように重点をおいて指導していくか指導課としての方向性を示しております。詳細につきましては、資料を御覧ください。

なお、授業時数については、8月に3日間授業を実施し、振替休業日なしの土曜日授業を5日以上設定して、学力向上に必要な授業時数の確保を求めています。

7 ページ以降につきましては、新学習指導要領の移行措置における対応を示しました。

なお、この内容につきましては12月5日の定例校長会で説明をした後に、12月7日に開催する平成31年度教育課程届説明会において各小・中学校の担当者に周知してまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第25号について説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお受けします。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） 最初に感想になるんですけども、4ページのプラン2の(3)です。SOSの出し方に関する教育の確実な実施ということで、これは、今の世の中とか子どもの実態に即してこういうのをやらなくちゃいけない世の中になったということに関して、すごく大事なことでこれはこれでいいんですけども、こういう時代になってしまったなとすごく複雑な思いがしております。これは感想です。

これに関してなんですけれども、6ページのところに(2)の一番最後、自殺予防教育の所なんですけれども、各校種でと書いてございますので小学校と中学校を指していると思うんですけれども、授業を1単位以上行う、これは小学校は1年生から6年生まですごく年齢の幅がありますけれども、どの学年も年間1単位以上行うという形になっているのでしょうか。そこを教えていただきたいなと思います。それが一つ目です。

それから同じページの(3)その他の所です。「小学校は家庭訪問を実施する」とございますけれども、これは従来どおり、例えば持ち上がりの学年につきましては家庭訪問ではなくて個人面談ですとか地域訪問ですとか、そういうのもいいですよということを含まれての文言でよろしいのでしょうか。それから中学校というのはこういうのは全然やっていないのでしょうか。そこら辺を教えていただきたいと思います。以上です。

○指導主事（神菌博之） 先ほど話のございました自殺予防教育でございますが、小学校も中学校におきましても1つの学年、学校によってはというところもあるんですけれども、学校のほうで学年は決めてやって、学年も全部行うということではなくて、学校でやるというところでございます。

あと家庭訪問なんですけれども、家庭訪問も学校で学年を選んでやるところが多くございまして、特に1年生を家庭訪問をする学校がとて多くございます。持ち上がりだからやらないというよりも、一つの学年をやって、あとは必要に応じて家庭訪問を行うという形を取ってございます。

○委員（氏井初枝） 中学校は。

○指導主事（神菌博之） 中学校は個人面談を行って、特に家庭訪問は行ってございません。以上でございます。

○委員（氏井初枝） 来年度はいいんですけれども、私はやっぱり中学校の先生方も子どもの生活のバックボーンみたいなものって知っておく必要があるんじゃないかなという気がしているんです。家庭訪問は、いろいろ家庭の御事情やなにかもおありだからちょっとそれはもちろん無理だとは思いますが、子どもの生活環境の地域性や何かを知っておくというのを、ちょっとこれから検討していただいてもいいかなという思いがしております。以上です。

○指導主事（神菌博之） 御意見ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりでございます。また難しいところもあるんですけれども、先生方もアンテナを張りながら、場合によっては、家庭訪問というのは適宜行っているところでもございますので、また必要に応じて学年全体で行うかというところは、今後検討していこうと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 具体的にはまとめていただいているなという感想を持ちました。休み、休業日などは、昔は結構学校によってバラバラだった時期もあって、それもよし悪しそれぞれあったんですけれども、やはりここ何年かまとめていただいと、やっぱり地域でも保護者もみんな、何日から休みだよみたいなの、共通の理解ができるので、やはりこういうやり方がいいのかなというふうに感じております。ですので、こういうふうにはっきり日にちを決めていただくのがいいのかなというふうに感じました。

それから2点、質問、お伺いしたいことがあるんですけども、1つは、6ページの(3)その他のところなんですけど、丸の上から2つ目の「避難訓練、安全指導は月1回以上行い、同一日に実施しない」ということで、保護者の感覚といたしましては、避難訓練は確かに月に1回、何曜日の何時間目が避難訓練ですよみたいなお便りをいただいていたというふうにするんですけども、安全指導というのは中身はどんなことで、どんなタイミングで月1回以上行っているのかというのが、ちょっとそれをお伺いしたいと思います。

あともう1点は、別紙のほうの「移行措置における対応」というところの7ページの部分の、社会の第3学年の(4)「災害については火災を取り上げる」というのは、これはなんでこうなっているのかなというのは純粋な疑問としまして、「地域の人々と協力して災害、事故の防止に努めていること」ということを、火災を取り上げるというふうにごくここで決められているのはなぜなんだろうというのは、ちょっと純粋な疑問を持ちましたので教えていただければと思います。

○指導主事（神菌博之） まず1点目、休みの統一のことをございますけれども、御意見ありがとうございます。各学校からもやはりそろえたほうがいいという声は聞かれています。引き続き、このような形も今後も取っていききたいというふうにございます。

あと安全指導なんですけれども、安全指導、主に交通事故というところにあるんですけれども、交通事故の中でも飛び出しでありますとか自転車の乗り方ですとか、さまざま項目はあるんですけれども、特に小学校においては例えば朝の会の時間を含めて、テーマを持ってこの日にやると。学校によって今日は安全指導の日というところで決めてございますので、その日は各教員にこのこととしっかりと子どもたちと話をするといったところで取組が行われているところございます。

あと、社会科の災害について、火災を取り上げるというところなんですけれども、具体的な根拠というところはまた細かく調べなければいけないところでもありますが、やはり災害という言葉は難しいところでもありますけれども、よく私たちが目にする事例として災害というところでは、やはり火災というところが一番子どもたちにとっては、普段も消防車、消防車の出動等もありますので、消防署の学習も出てきますので、そういったところも関連もあって火災を主に取るというのが主な流れかというふうにございます。

○統括指導主事（長崎将幸） 社会科の3年生のところございますけど、今まで災害や事

故防止というところが、交通事故や地震というところと交通事故の防止ということで取り上げたところなんです、今度新しい学習指導要領で、4年生のところでは災害復旧ということが新しく32年度から入りますので、地震ではなくて3年生の段階では火災をと取り上げるというふうな形の移行措置になってございます。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。理解できました。今の火災ということでは昭島も消防団とかございますので、ぜひ消防署の公の機関だけではなく、やっぱり地域住民の自衛というか、そういう活動をされているというようなこともぜひ取り上げていただきたいなと思いますし、多分、少年消防団もございませぬ。そういったこともぜひ触れていただければというふうに思います。

あともう1点、安全指導の件についても理解できました。すみません、主人が安協に所属しております、ちょっとこの間、警察署長さんとお話しした時に、結構小学生の自転車事故が多いという話を伺ってきたそうで、特に3、4年生とか自転車を飛ばせるようになると、がんがん飛ばすという、友達と一緒に遊びに行くとますます調子に乗って飛ばすというようなことがあると思いますので、これは、安全指導は多分朝礼とか月曜の朝会で校長先生がお話になるとかいろんなタイミングで決められていると思いますけれども、あと自転車は乗り方教室というのを学校でやっていると思うんですけども、乗り方は多分、知ってはいるんですけども守れないという、そういうところに子どもはあると思うので、言われれば知っているけれども、その時にああ気をつけなきゃという気持ちになるかどうかというのは、やっぱり子どもがその危機感をどれだけ現実的に持っているかどうかということに関係していると思うので、そういった効果的なのとか、ちょっと脅しはいけないと思うんですけども、これだけこういう事故があってこういうことで、うっかりしたことこうなっちゃうんだよみたいな恐ろしさを、やはり子どもたちによりわかってもらえるような指導を、中身としていただければというふうに思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

○指導主事（神菌博之） 消防団の件に関しましては、実際に社会科3年生の授業で地元の消防団を取り扱った授業が展開されているところもございませぬ。今後も地元の教材を生かすというところで推奨していきたいなというふうに考えてございませぬ。

あと、安全指導は特に自転車事故に関しましては今年大変多くなっております。教育委員会からも注意するよということ、各学校に通知を行って安全を広めていくところでございませぬ。また各学校の安全教室につきましては、委員御指摘のとおり学校がもっと主体的になって警察と連携を取るんですけども、学校も子どもの実態をしっかりと伝えながら、しっかりと打合せをしながら、目的に応じた交通安全教室を展開するようにこちらのほうでも取り組みたいというふうに考えてございませぬ。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） よろしいですか。ほかに。
白川委員。

○委員（白川宗昭） 4ページの下プラン4、義務教育9年間という一貫教育のことで

ございますけれども、今年でしたか、来年の1月25日にも瑞雲中学でもって3校の研究会があると、2、3年前からなされているわけでございますけれども、これをもう一歩進めていくんだらうというふうに思うんですけれども、具体的に、例えば年間3日以上、小中一貫の日を設定するというふうなことになっているわけですが、これも1校だけじゃなかなかできない話なんだろうと思うんですけれども、いくつかのグループに分けるのかとか、具体的にどんなところまで進んでいるのかということをちょっとお話をいただきたいというふうに思います。それじゃないと、これがちょっと読み切れないと思うものですから。

もう1つは、その次の国際社会において活躍できるグローバルな人材の育成、その中の今まで教育委員会2年ぐらいの話ですけれども、あまりほとんど聞いたことがなかった児童会とか生徒会。確かに私は中学生の時なんかありましたですけど、あまり話が出なかったものですから、今現在こういうものがどんなような内容のことをやっていらっしゃるのか、またどういうふうに指導しているのか実態を教えていただければありがたいと思います。この2点です。

○指導主事（神菌博之） 小中一貫の日というところがございますけれども、市内中学校6つございますので、それぞれのブロック毎で小学校、中学校が介しまして教育活動についての連携ですとか、特に高学年におきましては、部活動の紹介とかも含めて、3月には小学校の児童が中学校を実際に体験するといった取組をしております、来年以降もそういった取組は継続していきます。

小学校の児童会というところにおきましては、さまざまたくさんあるところではございますが、代表的なことを申しますと、児童会、行事というのがございます。そういったところで司会をしたりとか催し物をしたりとか、あと例えば緑の羽募金、さまざまな募金活動ですとか、そういったところで呼びかけて、児童会役員を設けまして、そういったところで中心となって呼びかけて取り組んでいるといったところがあります。子どもたちが中心となってさまざま考えて自分たちで学校を支えていくという、子どもたちのそういった資質を育てていくというところでは必要な教育活動かというように考えてございます。生徒会活動については中学校のほうからお願いいたします。

○指導主事（水谷延広） 生徒会活動、中学校で行っておりますが、小学校の児童会の活動と重なる部分もあるんですが、ユニセフ、学校の例えばいじめをなくそうみたいなポスターを各学年の学級委員と一緒に考えたりとか、あとSNSのルール等を一緒につくって貼ったりだとか、あと卒業に向けたいろいろな活動として3年生を祝うためにやる、まあ校内をやっぴりよくしていく、生徒会というのは生徒の代表であって中心なんだと。生徒会役員がいて生徒会のメンバーというのは全生徒だという意識をしっかりと持ってやっていくというところで、教員がどれだけ力を入れてやっていくかということと、あと生徒会の子どもたちのいかに意識を高く持たせてやっていくかということが当然あるんですが、やっぱり重要な活動として位置づけられるかと。それから外への発信としてやっぱりユニセフ募金だとか、さまざまな募金だとかあとボランティア活動だとか、地域の行事に参加したりだとか、そういったことをやっている学校もあるというふうに思います。

○委員（白川宗昭） ありがとうございます。非常に生徒会にしても児童会にしても自主的な活動ということを中心に押し出して行うものだろうと思いますし、主権者教育という意味においては、とても私はリーダーを育てるとかということについては、とても素晴らしいことだと思います。ぜひこれからもお忙しい中だと思っておりますけれども、学校の現場で御指導をさせていただいて自主性を尊重するような体制でもって行ってほしいなというふうに思いました。

それから中高の面についてはよくわかりました。ぜひまた何かの機会がありましたら拝見させていただきたいと思っております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
氏井委員。

○委員（氏井初枝） 1件お尋ねです。5ページの3番授業時数等の取扱の考え方の一番最後、(4)でございます。本議案は次年度のことに関することなんですけれども、今年度の実態で、このモジュールのような扱いをしているところがあるのかどうか、これは以前からこのモジュールの考え方があって、特に語学教育なんかにはすごく有効だと、まとまった時間をぽんとやるよりも帯にして毎日毎日続けたほうが効果があるなんて言われた時もあるんですけれども、市内の今年度の様子でこういう計画を立てているところがあるのかどうか教えていただきたいと思っております。

○指導主事（神薊博之） 今年度に関しましては、モジュールを計画する学校はございません。ただ今後は、先ほどお話がありましたとおり、より効果的な指導、学習効果を高められるというところで、必要に応じて学校の実態に応じて組むことも可能であるというところで示しているところでございます。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） この7ページからの移行措置における対応というところについても伺ってもよろしいですか。

外国語活動なんですけれども、今回大きく結構変わってるところだと思うんですが、この5、6年生については、書くことにおける比重としては、今までは移行措置ではこんなで、完全移行でこんなでみたいな、ボリュームのイメージみたいなというのは示されているんですか。

○指導主事（神薊博之） これまでは特に小学校の外国語活動におきましては「書く」という領域はなかったんですけれども、やはり中学校に行くに当たって必要ということもあります、円滑な持続というところがありますので、そこのところに重き

を置いて「書く」というところで加わっているというところでございます。

○指導主事（神菌博之） 移行措置期間というところで、特段量があるかというところは特にございません。

○統括指導主事（長崎将幸） 移行措置というところでは、時間数的には従来、外国語活動は5、6年生で35時間というところで定められておりましたが、今年度につきましては50時間というところで移行措置が決まっていますので、その15時間分については今回外国語科の活動を取り入れていくというような形で進めていくように移行措置では示されています。来年度につきましては、ここに示されている内容を移行措置分として、昭島市としては70時間でこの要素を入れながらやっていき、最終的には32年度において、すべて5、6年生については外国語科という教科という形で指導を行っていくというような段階的な移行を進めていくような形で計画をしております。

○委員（紅林由紀子） 私はよくわからないので教えていただきたいんですけども、その中で、この読むこと、書くことという、あと聞く、話すという4技能と言われていてますけれども、この中でそれぞれの総時間の中でこのぐらいのボリュームでといった比重みたいなものというのは示されるものなんでしょうか。

○指導主事（神菌博之） 外国語、中学校の英語教育もそうですけれども、どの領域もバランスよくというところが今、重きを置いているところでございますので、特段この時間が何時間という比重を置くというような考え方ではございません。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、ないようですのでお諮りをいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第25号は原案どおりに決しました。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成29年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」説明を求めます。

○指導主事（水谷延広） 報告事項1「平成29年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」について御報告いたします。

調査の目的は、生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策に生かすためです。

平成29年度の結果の概要について御報告いたします。

初めに、いじめの認知件数ですが、小学校では28件増加し87件、中学校では75件減少し56件でした。昭島市全体としては47件減少しました。各学校で、い

じめの未然防止に対する意識が高まり、いじめに発展する前の段階で解決できている結果であると考えられます。

また、各校で軽微ないじめであっても丁寧な対応を行っています。今後も、いじめはどの学校にも起こり得るものとしていじめの認知を積極的に行って早期発見・早期解決を行っていくとともに、いじめが解決しても全教員で組織的に継続して見守っていくよう各学校に指導・助言してまいります。

次に、不登校の結果についてですが、小学校の不登校出現率は0.02ポイント増加しました。家庭と密接に連携を取り、保護者との面談を行うなど、児童の気持ちに寄り添って取り組んできたことが微増に留まった要因であると考えられます。

また、中学校の不登校出現率は0.16ポイント減少しました。家庭と密接に連携を取るとともに、生徒の状況に応じて別室指導を行ったり、適応指導教室を活用したりするなどのさまざまな対応を行ってきたことが減少につながったと考えられます。また、登校した際にはスクールカウンセラー等との面談を行うなどした結果、徐々に登校できるようになってきたことも要因の1つであると考えられます。

市全体として、不登校の主な要因は、いじめを除く友人関係をめぐる問題、家庭に係る状況、学業の不振です。今後も各学校で丁寧に個別対応を行うとともに、関係機関とも連携を取って復帰に向けた支援を行っていくよう指導してまいります。

次に、暴力行為の結果についてですが、小学校は対教師暴力1件、生徒間暴力4件が発生しました。前年度と比較して総件数は1件減少しましたが、生徒間暴力が1件増加しました。感情をコントロールすることが苦手で、自分の思いを言葉で伝えられないために暴力行為に至ってしまうケースとなっております。

中学校は、対教師暴力9件、生徒間暴力17件、対人暴力1件、器物破損3件が発生しました。前年度と比較して総件数は6件減少したものの、対教師暴力は増加し、生徒間暴力も17件でした。対教師暴力については昨年度から増加しましたが、生徒が教師へ自分の思いを言葉で伝えることが難しく、その結果、暴力行為につながってしまうケースが見られました。

市全体として暴力行為については児童・生徒の気持ちを聞き取った後、丁寧に指導を行いました。各学校では暴力行為に至るまでの背景も含めて詳細に把握し、再発防止に向けた対策を行っております。今後も各学校は学級満足度調査等を活用して、児童・生徒の学級への満足度を把握するとともに、落ち着いて冷静に物事を判断する指導や、他人に対する規範意識の醸成につながるような指導を継続して行っていくよう指導してまいります。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項1についての説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 最初に一つお伺いしたいのが、不登校の市全体というところの文章に「市全体としての不登校の主な要因は、いじめを除く友人関係を巡る問題、

家庭に関わる状況、学業の不振」というふうに示されているんですけども、この「いじめを除く」というふうに前置きがあるというのは、いじめがきっかけで不登校になったお子さんはあまりいらっしやらないということなんでしょうか。

○指導主事（水谷延広） 委員のおっしゃった「いじめを除く友人関係」ということですが、いじめによって不登校になったというようなケースはないというか、そうなる前に学校で指導をして解決にもっていったというところですよ。ですからこの「いじめを除く友人関係」というのは、友達同士のトラブルとか、一方的に誰か加害者で被害者で、一方は心身の苦痛等を訴えて登校できなくなったということではなくといったところの人数かというふうに捉えていただければと思います。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ただ、本当に申しわけないんですけども、やっぱり不登校になっていろんな気持ちを抱えていらっしやるお子さんは、もしかしたら何かに本人としてはいじめのような、仲間はずれにされたりとか、何か傷つく経験があって、だけれどもそれをまだ言葉にできない、いじめられたって言いたくないみたいなケースもあると思うんですよ。いじめられているというのは親も心配させるし、結構、子どもとしてのプライドみたいなものもあるかもしれないし、それを口にできるのはすごく時間が経ってからというケースもあると思うんです。なので、先生方は多分そういうことはおわかりだと思うんですけども、やっぱりそこは本人の気持ちがいろんなことを言い出してくれる時間をかけながら本当の気持ちを掘り起こしていただけるような、粘り強い見守りとかをしていただきたなというふうに思います。もしかするとデータ上は出てこないけれども心の底にそういうことが、何かあのときのあれみたいなことがあるということもあると思いますので、そういうこともぜひ気にとめていただければなというふうに思いました。

○指導主事（水谷延広） 御意見ありがとうございました。いじめの認知ということについて、そもそも学級、普段の指導とか、先生と教員と児童生徒との関わりとか、そういうところから学校にはこれからも指導はしていきたいと思っておりますし、いじめから不登校につながらないようにというところで、特にいじめの認知については今各学校で軽微なものも含めて積極的に行うようにしていると。当然教員だけではなくてスクールカウンセラーであるとか、いろんな支援員等も含めて学校全体でやっていけるように、またそういった指導をこちらとしても今後も継続して行っていければなというふうに思っております。ありがとうございます。

○委員（紅林由紀子） よろしくお願いたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。紅林委員。

○委員（紅林由紀子） もう1点すみません。暴力行為の件なんですけれども、対教師暴力が中学校で増加したというのはちょっと悲しいことだなというふうに感じましたが、ここにお書きになっていらっしやるように、本当に言葉、自分の思いを言

葉で伝えることが難しく、暴力に走ってしまうというのはすごく想像できる、ああそうだろうなというふうに思いました。ただ、ここでそのあとに「暴力行為に至るまでの背景を含めて詳細に把握し」というふうに書いていただいているので、本当にそれがすごく大事だと思うんです。やっぱりその子がどうしてそうしちゃったのかというのが、状況とかをよく把握していただいた上で、こちら側として改善できることを改善していくということがすごく大事だと思います。やっぱり追い詰められると子どもは暴力に走ってしまうので、そこを追い詰めるような何か状況、言葉かけ、態度みたいなことが、もしかしたら先生方にみんなと同じように扱っていてもそれが駄目な子というのもいると思うので、この子にはこれは駄目なんだなみたいなことを細かく先生方が把握していただくことがすごく大事なのかなというふうに思いますので、本当にやったことをいけないって、もちろんいけないことはいけないですけども、いけないというのと同時に振り返りを先生方によくしていただいて、その対応の仕方を皆さんで情報共有していただきたいというふうに思いました。

○指導主事（水谷延広） 御意見ありがとうございます。暴力については、もちろん突発的なものもあるんですが、例えば対教師暴力ということであれば、やっぱり先生と教員との関係で、いろいろななかうまくいかなかったりとかというところが積もってきて出てきてしまうという、それとあとやっぱり子ども自身のなかなか表現力がなくて暴力に訴えるというようなところでやっぱり出てきてしまっているところがあるので、長期的な目で今までのことも振り返りながらそれこそ背景をしっかりと捉えて、あと当然、教員自身も体罰はいけないんだと、教員は子どもに対して体罰とか暴力に訴えるような指導は絶対いけないんだという、これも同時に学校にもこれから指導していくというところで、教員も子どもたちも言葉でやりとりできるような、会話を通してお互いの関係を築けるようなという、そういったところで指導をしていければなと、背景を踏まえながらというところでやっていければと思っております。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。本当に先生おっしゃるとおりなんですけれども、言葉でやりとりできるようになるのにすごく時間がかかる子どもが必ず一定数いますよね。だからそういった子たちも根気よくそういうことが必要なんだというふうに指導もしていただきながら、何かうまいクッションの取り方というか、間の取り方というか、直接どんとぶつかっちゃわないような方法も同時に併用しながらやっていただければなというふうに思います。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 今の紅林先生と同じことですが、ぜひ指導のほうをよろしくお願ひしたいという意味ですが、この復帰率、不登校のところの括弧書きの復帰率っていうのがありますよね。やっぱりここが私は重要なことなのかなというふうに思います。何十人か数字が上がっているわけですけども、復帰というのは要するに戻ってきたということですよ。小学校のほう

は確かに復帰率はいいんですけれども中学のほうは少ないということは、やっぱり指導が難しいんだろうなということを感じますし、また小学校のほうも今年がぐっと復帰率が減っているような感じがしますよね。これなんかもやっぱり個々の指導をぜひ一つ十分に発揮をして頑張っていたいただきたいなという、そういう数字だろうというふうに私は読んでおります。ぜひ一つ頑張っていたいただきたいなとお願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではないようですので報告事項1を終わります。続きまして、報告事項2「平成30年度昭島市学校給食費会計報告費上半期報告について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 報告事項2「平成30年度昭島市学校給食費会計上半期報告について」説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料「平成30年度昭島市学校給食費会計上半期報告書」の3枚目の1ページを御覧いただきたいと存じます。

なお、説明にあたり「歳入」「歳出」とも、予算現額は省略させていただきます。また、平成30年度学校給食費会計上半期報告書の対象期間は、平成30年4月1日から平成30年9月30日まででございます。

まず、「歳入」でございますが、第1項「給食費」につきましては、調定額が4億1,632万6,244円、収入済額が2億668万8,631円、収入未済額が2億963万7,613円となっており、この給食費の内訳として現年度の給食費につきましては、調定額が4億1,459万3,098円、収入済額が2億641万4,626円、収入未済額が2億817万8,472円、過年度の給食費につきましては、調定額が173万3,146円、収入済額が27万4,005円、収入未済額が145万9,141円となっております。

平成30年度上半期の収納率につきましては、現年度分が49.79%、過年度分が15.81%で、前年度と比較して現年度分が0.2ポイントの増、過年度分が5.12ポイントの減、全体では49.65%で前年度より0.17ポイントの増となっております。

次に、第2項「給食費補助金」につきましては、調定額、収入済額ともに、929万1,186円となっており、市から食材料購入費の一部の補助として、児童・生徒の給食1食当たり6円が交付されているものでございます。

次に、第3項「繰越金」につきましては、調定額、収入済額ともに、266万4,080円、第4項「諸収入」につきましては、調定額、収入済額ともに、190円となっております。

以上、歳入合計につきましては、調定額が4億2,828万1,700円、収入済額が2億1,864万4,087円、収入未済額が2億963万7,613円となっております。

次に、「歳出」でございますが、第1項「給食材料費」につきましては、支出予定額が1億9,191万4,453円、支出済額が1億4,869万4,747円、未払額が4,321万9,706円となっており、すべて給食材料の購入費でございます。

なお、未払額は9月分の給食材料費で、支払日は10月31日となっております。以上、歳入・歳出差引残高は、6,994万9,340円となり、平成30年度下半期へ繰り越します。

続きまして、裏面の2ページでございますが、こちらは「決算の事項別明細書」

として、歳入に関しまして共同調理場と自校給食校のそれぞれに分けて記載したものでございます。

4枚目の3ページでございますが、歳出に関して給食材料費として食料料別の支出済額と未払額を記載したものでございます。

それでは、2枚目にお戻りいただきたいと存じます。この報告書に関する内容につきましては、昭島市学校給食費会計規則第16条の規定に基づき、平成30年10月29日に監査を実施し、金銭出納簿、諸収入簿などを照合した結果、監査役員より適切な会計処理であると認められていることを報告いたします。学校給食課からは以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項2の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。特にないようですので報告事項2をこれで終わります。

次の報告事項3「平成31年度予算編成方針について」から報告事項10「昭島市公民館主催事業」については、資料配付のみとさせていただきますが、意見等があればお願いをいたします。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。特にないようですので以上で報告事項を終わります。

それでは、その他として委員さんのほうから何かあればお願いをいたします。よろしいですか。それでは、次回の教育委員会の日程について事務局より説明をお願いします。

○庶務課長（加藤保之） 次回の第12回教育委員会定例会は、平成30年12月20日木曜日、午後2時30分から市役所301会議室において開催します。

○教育長（小林一己） 次回の定例会につきましては、12月20日木曜日、午後2時30分からとなりますのでよろしくをお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） お話を以前させていただきました12月20日定例会後の総合教育会議につきましては、会議のほうは延期となりましたので、次回、会議のお知らせについては、その時にまたさせていただきたいと存じますので、12月20日の会議のほうは延期とさせていただきます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 12月20日の総合教育会議につきましては延期をさせていただきますので、また改めて日程等の調整はさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の日程はすべて終了をいたしました。平成30年昭島市教育委員会第11回定例会をこれで閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員

調 整 担 当